

日向市公民連携ガイドライン

令和8年3月

日向市

総合政策部 総合政策課

はじめに.....	2
1. 本ガイドラインの適用範囲について.....	2
2. 公民連携の目的.....	2
3. 日向市が目指す公民連携.....	3
(1) 日向市が目指す公民連携の姿.....	3
(2) 公民連携の原則.....	3
4. 公民連携のプロセス.....	4
(1) 提案を募集する内容.....	4
(2) 提案の申し込み～事業化の検討.....	4
(3) 連携パートナーの選定.....	5
5. 連携に当たっての留意事項.....	6
(1) 提案の取扱い.....	6
(2) 連携できない事業者等（欠格要件）.....	7
(3) 連携できない事業内容（提案内容）.....	7
(4) 本ガイドラインの見直しについて.....	7
※「営利活動」「利益誘導」に関する判断のポイント.....	8
6. 連携協定について.....	9
(1) 包括連携協定の締結.....	9
(2) 包括連携協定に基づく取組の中止.....	9
(3) 包括連携協定の解除.....	10
別紙1 欠格要件の根拠法令等（詳細）.....	11

※本ガイドラインにおける「事業者等」とは、企業、NPO 法人、金融機関、各種団体等をいいます。

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、デジタル技術の進展など、社会環境が大きく変化する中で、地域課題は多様化・複雑化しています。これらの地域課題は行政だけで解決することが難しく、地域の持続可能な発展と市民生活の質の向上を実現するためには、多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かし合うことが求められています。

日向市では、令和7年3月に策定した第3次日向市総合計画に基づき、市民や団体、事業者、行政などが連携を深めながら、計画の着実な推進を図り、共創のまちづくりを進めております。

本ガイドラインは、共創のまちづくりをより一層推進するため、公民連携の基本的な考え方や提案から実施までの進め方、役割分担・留意事項等のルールを整理し、関係者が安心して連携できる環境を整えることを目的に策定しました。

本市は、連携の公正性、透明性をより高めるため、本ガイドラインを基本として、公民連携の取組みを積極的に進めてまいります。

1. 本ガイドラインの適用範囲について

本ガイドラインは「民間との連携による施策展開」を対象とし、広告事業、ネーミングライツ、PFI、指定管理者制度、アウトソーシング等は、それぞれの制度・要綱等に基づき取り扱います。

公有資産の活用による 事業創出	民間による 公共サービスの提供	民間との連携による 施策展開 (本ガイドラインの対象)
○広告事業 ○ネーミングライツ など	○指定管理者制度 ○PFI ○アウトソーシング など	事業者等の資源・ノウハウの活用による社会課題の解決に向けた施策効果を高める取組み など

2. 公民連携の目的

日向市では、市民サービスの向上や地域の活性化、地域課題の解決を目的に、公民が対話を重ねて互いの資源を活かし合いながら、新たな価値を共創し、複雑かつ多様化する行政ニーズに対応していきます。

(1) 市民サービスの向上

事業者等のノウハウ、アイデア、技術等を活用し、より良い市民サービスの提供を目指します。

(2) 地域経済の活性化

事業者等と連携事業を実施することで、新たなビジネスモデル等を構築し、地域経済の活性化を目指します。

(3) 地域課題の解決

行政だけでは解決が困難な地域課題を事業者等と連携して解決することを目指します。

3. 日向市が目指す公民連携

(1) 日向市が目指す公民連携の姿

① 双方の強みを生かした連携

市は、事業者等の強み（例：スピード感、社会変化への対応力、多様な資源・ノウハウ）と、行政の強み（例：信頼性・公共性、安定性・継続性）を組み合わせ、新しい価値を生み出す連携の実現を目指します。



② 市民・事業者等・行政にとっての「三方よし」

近年、企業活動では従来の CSR（企業の社会的責任）に加え、本業を通じて社会課題を解決し、社会的価値と経済的価値の両立を図る CSV（共有価値の創造）が広がっています。

市は、公民連携を進める際、この CSV に着目し、「市民よし、事業者等よし、行政よし」のいわゆる『三方よし』の実現を目指します。



(2) 公民連携の原則

市は、事業者等と相互理解を深め、価値観を共有しながら連携を進めるため、次の5つを公民連携の原則とします。

① 対等の原則

提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

② 対話の原則

市民サービスの向上につながるよう、対話を重視します。

③ 目標共有の原則

目標を共有し、相互のメリットを明確にしながら win-win の関係を構築します。

④ 公平性確保の原則

全ての事業者等に、市への提案の機会を確保します。

⑤ 透明性確保とアイデア保護の原則

- ・ 連携は、オープンな過程の中で進めることを基本とし、実現した取組みについては、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組みが広がるよう促します。
- ・ 寄せられた提案のうち、取組みの検討段階における独自のアイデアについては、関係法令等に基づき、適切に保護します。

4. 公民連携のプロセス

(1) 提案を募集する内容

本市のあらゆる施策分野を対象に、市と事業者等が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等に寄与する提案を募集します。

本市があらかじめ示す政策課題・テーマに沿った提案（募集課題への提案タイプ）と、事業者等の柔軟かつ自由な発想に基づく課題解決に資する提案（自由テーマによる提案タイプ）のいずれも受け付けます。

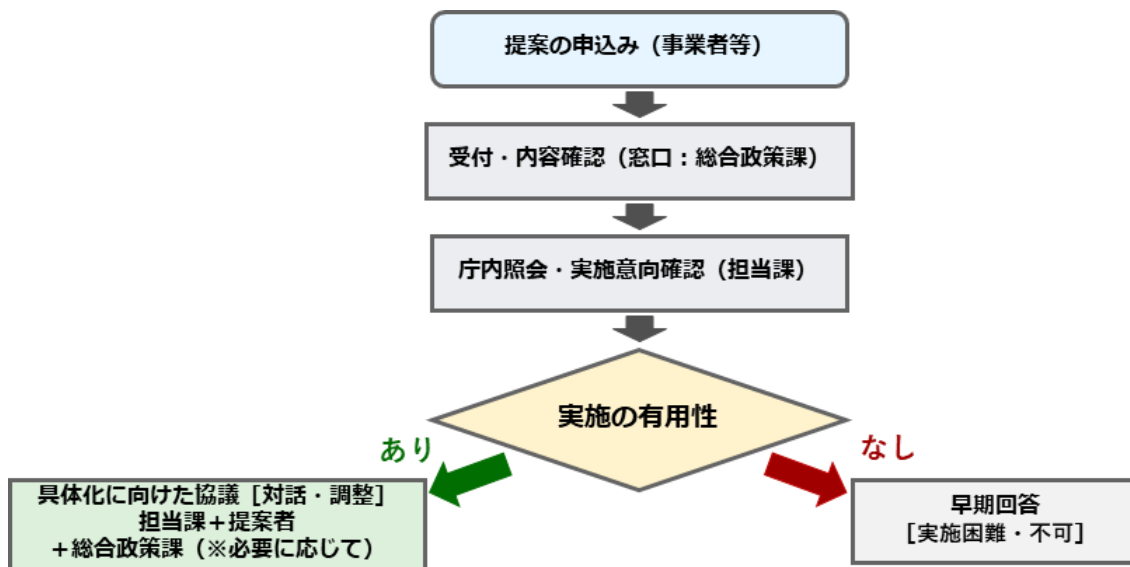
提案の種類	連携の形
募集課題への提案タイプ	市が提案を募集するテーマ（政策課題や地域課題）に沿った公民連携の取組提案
自由テーマによる提案タイプ	上記以外の課題解決に資する公民連携の取組提案

※「募集課題への提案タイプ」は、募集するテーマを市ホームページで公開し、定期的に更新を行います。

(2) 提案の申し込み～事業化の検討

事業者等から連携提案があった場合は、総合政策課が窓口となり提案内容を確認します。その後、庁内で事業実施の意向を照会し、実施の有用性が認められる場合は、担当課とともに具体化に向けた協議（対話・調整）を進めます。

なお、提案の受付や協議の実施は、特定事業の発注・契約締結を保証するものではありません。



※ 実施の有用性の判断に当たっては、提案内容を踏まえ、公益性・市の施策との整合性、実現可能性（体制・スケジュール等）、費用負担の考え方、法令適合性、個人情報・情報セキュリティ上の留意点、特定事業者の利益誘導のおそれの有無等の観点を総合的に勘案します（必要に応じて追加の確認を行う場合があります）。

※ 提案の内容等により、回答までに時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

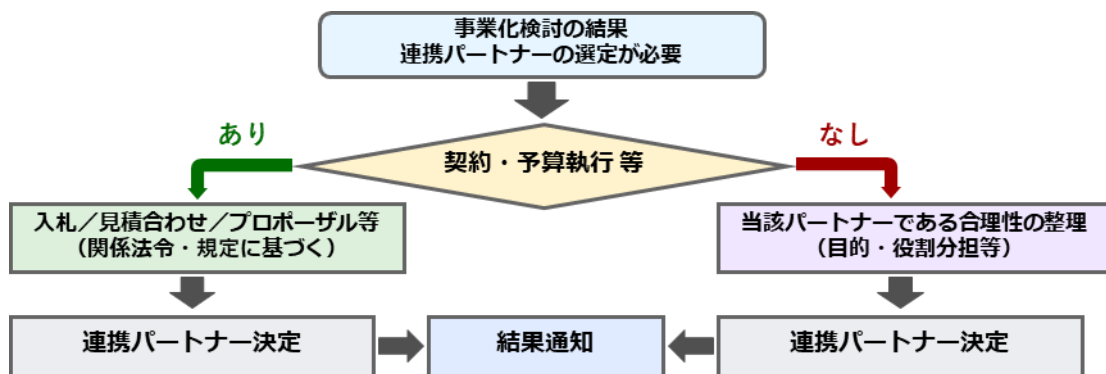
（3）連携パートナーの選定

本市は、事業化検討の結果、連携パートナーの選定が必要となる場合には、公平性・透明性を確保した手続を行います。

契約・予算執行等を伴う場合は、関係法令・規定等に基づき入札・プロポーザル等の手続により選定します。これらを伴わない場合であっても、当該相手方とする理由や市の関与（提供資源、役割分担等）を整理し、必要に応じて比較検討を行います。

応募・提案に要する費用は原則として応募者負担とし、市が費用負担を行う場合は、必要に応じて協定・契約等で明確化します。

選定結果は、事業名・相手方・連携内容・期間・費用負担の有無等を可能な範囲で公表（秘密情報等を除く）し、透明性の確保に努めます。



5. 連携に当たっての留意事項

(1) 提案の取扱い

提案の取扱いについては、次のとおり取り扱います。

① 提案の検討中止等

- ・ 提案者が本ガイドラインに定める手続き等を遵守しない場合。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・ 検討（協議・選定手続を含む）の公平性に影響を与える行為があった場合。

② 費用負担

提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

③ 著作権

提案書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、提案者は、市の事業化検討における提出書類の利用及び市ウェブサイト等における事業名称等の情報発信に協力することとします。

④ 情報公開

提案書類等は、日向市情報公開条例（平成12年日向市条例第46号）に基づく開示請求の対象となる場合があります。開示の可否は同条例に基づき適切に対応します。

提案者は、提案書類等に営業秘密等の不開示情報が含まれる場合は、当該箇所を明示のうえ、不開示とすることを求める理由（根拠）を併せて提出してください。

⑤ 個人情報等の取扱い

市及び提案者は、公民連携の検討又は実施にあたり個人情報等を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法令及び市の関係規定等に基づき、適切に取り扱うものとします。必要に応じて、その取扱いは協定・契約等で定めます。

⑥ 入札・プロポーザル等における提案情報の取扱い

入札・プロポーザル等を実施する場合、提案内容を参考に仕様を作成することがあります。その際、提案者と事前に協議し、利用を希望しない権利・ノウハウ等の情報は、公平性・競争性を損なわない範囲で適切に取り扱います。契約・調達手続へ移行する時は、契約担当と協議のうえ、反映範囲や秘密情報の整理方法を明確化します。

※提案者の権利・ノウハウ等の取扱いについては、必要に応じて協議のうえ整理します。

⑦ 知的財産権の非侵害の保証

提案者は、提案書類の内容が、第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。

⑧ 法令適合の確認

提案にあたっては、提案者において関係法令等（必要な許認可等を含む。）を確認し、提案内容の適法性に関する情報を整理のうえ提出してください。市は、提案内容を事業化するにあたり、関係法令等に基づき適法性を確認し、必要に応じて内容の変更又は中止を行います。

⑨ その他

本ガイドラインに記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合は、市と別途協議を行うものとします。

（２）連携できない事業者等（欠格要件）

公民連携事業を実施するにあたり、相手方となる事業者等が次のいずれにも該当しないことを要件とします。欠格要件の該当性の判断は、別紙１「欠格要件の根拠法令等（詳細）」に掲げる法令、条例、要領等の規定によります。

- ① 自治体契約の欠格に該当する者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項）
- ② 会社整理手続中の者（旧商法に基づく会社整理）
- ③ 破産手続の申立て中又は申立てを受けている者（破産法）
- ④ 民事再生手続の申立て中又は申立てを受けている者（民事再生法）
- ⑤ 会社更生手続の申立て中又は申立てを受けている者（会社更生法）
- ⑥ 暴力団又は暴力団密接関係者（日向市暴力団排除条例第 2 条）
- ⑦ 市の指名停止措置期間中の者（指名停止に関する要領）

（３）連携できない事業内容（提案内容）

公民連携事業または提案内容が次のいずれかに該当する場合は連携の対象外とします。

- ① 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ② 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- ③ 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- ④ 特定の政党・宗教・団体等を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- ⑤ 人権を侵害するもの又はこれに類するもの
- ⑥ 非科学的なもの又はこれに類するもので市民に著しく不安を与える恐れのあるもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- ⑧ その他公民連携事業としてふさわしくないもの

（４）本ガイドラインの見直しについて

市政を取り巻く状況は日々変化しています。今後、市民ニーズの変遷等により、公民連携に係る考え方や必要な取組等も変化していく可能性があります。そうした状況変化に適切に対応しながら、本ガイドラインについても運用状況、関係法令・制度改正、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行います。

※「営利活動」「利益誘導」に関する判断のポイント

市が主催する「スマートフォン講座」において事業者が講師を務めるケースを例に、営利活動の実施の可否について示します。

なお、下記以外のケースで判断に迷う場合には、各担当課または総合政策課にご相談ください。

○ 実施しても差し支えないもの



○講座の中で、自社製品を貸し出して操作を説明すること



○会社紹介のパンフレットやノベルティグッズ・試供品等を参加者へ無償配布すること

【注意】

※過剰な無償配布は営利活動とみなされます。景品表示法など関係法令を遵守してください。

※安全面や市の方針との整合性を図る観点から、試供品等を配布する際は、事前に市の担当課にもその旨を伝え、必ず了解を得てください。

× 実施することができないもの



× 特定の商品の売込や会場での販売など、直接的な広告宣伝や営業行為を行うこと



× 市が特定の商品を推薦したり、営利活動に直接関与したりしているような誤解を与えること

× 参加者・受講者等に対し、特定事業者の購入・加入・契約等を促す目的で、割引・優遇・ポイント・クーポン・加入特典等の経済的利益を提供・表示するもの。

【注意】

※直接的な利益誘導につながる恐れがあるため、講座終了後であっても、同日・同一会場での販売・営業活動はできません。

※商品の購入申込等を誘導するようなチラシの配布や後日、受講者宅への電話や訪問による販売もできません(講座受講者の個人情報等は提供しません)。

6. 連携協定について

本市では、連携パートナーとの関係性や、継続的・発展的な連携を「見える化」することを目的として連携協定の締結を進めています。

連携協定は、連携範囲に応じて包括連携協定と事業連携協定に分類されます。本ガイドラインでは包括連携協定の締結・中止・解除について記載しています。

なお、事業連携協定（担当課が所管する協定）についても、本市の公民連携の状況を把握し、庁内での情報共有や「見える化」に活用するため、協定の締結等に関する情報は総合政策課へ共有するものとします。

種別	概要	所管
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行うために締結する協定	総合政策課 (各取組は担当課)
事業連携協定	特定の分野の事業を実施するために締結する協定	担当課

(1) 包括連携協定の締結

包括連携協定は、特定事業の実施を目的とする事業連携協定とは異なり、多様化する地域・社会課題の解決等に向けて、相互に連携していく意思を確認し、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進するための協定です。

- 包括連携協定の連携分野は、第3次日向市総合計画に掲げる以下の6つの基本目標を原則とし、1つの取組が複数分野にまたがる場合は、最も関連性が高い分野で整理します。
- 包括連携協定の締結の判断は、市と事業者等の協議によって行います。
- 包括連携協定の締結は、特定事業の受注等を保証するものではありません。事業実施にあたり契約等が必要となる場合は、関係法令等に基づき、公平性・競争性を確保した手続を行います。
- 予算を伴う場合は、日向市議会基本条例第19条第6項に留意し、同項に該当するときは必要な手続を行います。

【第3次日向市総合計画に掲げる6つの基本目標】

子育て・教育	次代を担う心豊かな子どもを育む、安心して産み育てられるまち
健康・福祉	みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち
産業・交流	活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち
生活環境	人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち
社会基盤	豊かな自然と調和し、快適で利便性の高いまち
人権・市民協働	個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らせる共生のまち

(2) 包括連携協定に基づく取組の中止

市は、包括連携協定を締結している事業者等（以下「協定相手方」という。）が次のいずれかに該当すると認める場合、当該状態が解消又は是正されるまでの間、協定に基づく共催・協力・情報発信等の取組（以下「連携取組」という。）を中止することがあります。

① 欠格要件等への該当

本ガイドライン「5. 連携に当たっての留意事項（2）連携できない事業者等（欠格要件）」に該当することが判明した場合、又は該当するおそれが高いと判断される場合。

② 法令違反・行政処分等

協定相手方が法令等に違反し、又は違反のおそれがあると認められる場合、若しくは業務停止、指名停止等の行政処分・措置を受けた場合。

③ 信頼性への重大な影響

協定相手方又はその役員等による不正行為等が、社会的に大きな関心を集め、連携取組を継続することが市の信用・公益性の確保の観点から適切でないと市が判断した場合。

④ 市民の理解を得ることが困難な場合

上記に該当しない場合であっても、協定相手方に、協定先としてふさわしくない行為があり、連携取組の継続について市民の理解を得ることが明らかに難しいと市が判断した場合。また、すでに実施が決定している連携取組については、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、原則として中止するものとします。

取組の再開については、期間を定めた行政処分等の場合は当該期間の経過を、その他の場合は協定相手方からの書面による報告等により是正状況を確認したうえで、市が判断します。

（3）包括連携協定の解除

市は、協定相手方が次のいずれかに該当すると認める場合、包括連携協定を解除することがあります。

① 中止事由の解消が見込めない場合

前項（2）に掲げる事由に該当することが明らかとなり、解消又は是正される見込みがないと市が判断した場合。

② 背信行為等により信頼関係が損なわれた場合

協定相手方に、市に対する信頼関係を破壊する行為（例：虚偽の報告、重大な契約違反、贈収賄、重大な情報漏えい等）その他の背信行為があった場合。

③ 連携取組の継続が困難となる場合（事業の変更等）

協定相手方の事業譲渡、事業廃止その他の理由により、協定に基づく連携取組を行わなくなると認められる場合。

④ 組織再編等により継続が困難となる場合

協定相手方の合併、分割、解散その他の理由により、協定に基づく連携取組を行わなくなると認められる場合。

ただし、協定相手方から事業承継後の法人において連携取組を行う旨の申出があり、市が適当と認めるときは、この限りではありません。

⑤ その他、協定の存続が不適当な場合

上記のほか、市が包括連携協定の存続を不適当と認める場合。

解除に当たっては、原則として協定相手方に書面で通知し、必要に応じて協議を行います。

ただし、緊急に対応する必要がある場合はこの限りではありません。

別紙 1 欠格要件の根拠法令等（詳細）

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ② 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられている者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合には、この限りでない。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- ⑥ 日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑦ 日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成 19 年日向市告示第 169 号）及び日向市物品等入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成 29 年日向市告示第 62 号）に規定する指名停止の措置期間中にある者

【お問い合わせ・提案提出先（窓口）】

日向市 総合政策部 総合政策課

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

TEL : 0982-66-1001（直通）

E-mail : sougou@hyugacity.jp

※提案の提出方法（フォーム／メール／様式等）は、市ホームページをご確認ください。